(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してカンボジア王国において課される全ての財政課徴金及び租税

(e)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の購入に関してカンボジア王国において課される全ての付加価値税

8　カンボジア王国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保すること。

(b)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されること並びに軍事目的に使用されず、及び他の融資の担保として使用されないことを確保すること。

(c)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びカンボジア王国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

9　カンボジア王国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対して次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及びカンボジア王国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年七月十三日にプノンペンで

カンボジア王国駐在
日本国特命全権大使　植野篤志

カンボジア王国
副首相兼外務国際協力大臣
ブラック・ソコン閣下

（カンボジア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、カンボジア王国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年七月十三日にプノンペンで

カンボジア王国
副首相兼外務国際協力大臣
ブラック・ソコン

カンボジア王国駐在
日本国特命全権大使　植野篤志閣下

○外務省告示第二百九十四号

令和八年八月四日にマニラで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

令和八年九月二十四日

外務大臣臨時代理
国務大臣　藤井比早之

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、フィリピン共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とフィリピン共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　三百億円（三〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、ユニバーサル・ヘルス・ケア構築プログラム（緊急支援）として、アジア開発銀行によるユニバーサル・ヘルス・ケア構築プログラムのサブプログラム3に基づくフィリピン共和国政府の改革計画（以下「改革計画」という。）においてフィリピン共和国政府を支援することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、フィリピン共和国政府に供与されることとなる。

2　(1)　借款は、フィリピン共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約（以下「借款契約」という。）に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むこととなる借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、五年の据置期間の後十年とする。

(b)　年間の利子率は、二・五パーセントとする。

(c)　支出期間は、借款契約の効力発生の日の後二年とする。

(2)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、フィリピン共和国の経済の安定及び開発努力を促進することを目的として、フィリピン共和国政府の権限のある当局が将来行う予算支出（両政府の関係当局間で決定する表に掲げる生産物のためのものを除く。）を対象として使用に供される。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の取決めによって修正することができる。

4　フィリピン共和国政府は、フィリピン中央銀行におけるフィリピン共和国政府の名義の国家予算勘定に、借款の円貨による支出額に相当する額をフィリピンの通貨で振り替えるための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、フィリピン共和国政府の国家予算に編入される。

5　フィリピン共和国政府は、借款に基づく生産物又は役務の調達が、ＪＩＣＡの調達のためのガイドラインであって、特に、国際競争入札の手続（当該手続を適用することが不可能である場合又は適当でない場合を除き従うべき手続）を定めるものに従って実施されることを確保する。

6　フィリピン共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7　(1)　フィリピン共和国政府は、自ら又はその実施機関を通じて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連して、ＪＩＣＡに対してフィリピン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を負担する。

(2)　(1)の規定に関連して、フィリピン共和国政府又はその実施機関は、前記の財政課徴金、関税、租税その他同様の賦課金の整理又は支払について責任を負う。

8　フィリピン共和国政府は、自ら又はその実施機関を通じて、借款が適正に、かつ、専ら3(1)に規定する予算支出のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保するために必要な措置をとる。

9　(1)　フィリピン共和国政府は、要請に応じ、フィリピン共和国の法令によって認められる範囲内で、日本国政府及びＪＩＣＡに対して次のものを提供する。

(a)　借款の使用及び改革計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　借款及び改革計画に関連するその他の情報

(2)　両政府は、(1)に規定する情報及び資料に基づいて借款の使用及び改革計画の実施の進捗状況を共同で随時検討し、並びに改革計画の効果的かつ円滑な実施及び借款の適正な使用を確保するために必要に応じ適当な措置をとる。ＪＩＣＡは、その検討に参加するよう招請される。

10　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及びフィリピン共和国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年八月四日にマニラで

フィリピン共和国駐在
日本国特命全権大使　遠藤和也

フィリピン共和国
外務大臣　マリア・テレサ・Ｐ・ラザロ閣下

（フィリピン側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、フィリピン共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。